参加無料

＼ スーパー・専門店などの安全・労務担当必見 ／

小売業労災防止（ほか）説明会

2025年12月2日（火）　14:30▶16:30

Point 1　労災防止を通じて人材の定着へ

採用した人材を定着させるには、労災防止の取り組みを通じて「安全・安心な職場」をつくることが重要です。
普段から企業を訪問し指導を行っている監督官が、労災防止のポイントを分かりやすくコンパクトに説明します。

Point 2　カスタマーハラスメント対策が義務化

近年深刻化するカスタマーハラスメント。2025年6月に法令が改正され、カスタマーハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。
法改正のポイントを、分かりやすく説明します。

Point 3　働き方改革への対応

最新の法改正を踏まえ、実際に取り組むべき労務管理のポイントを要点を絞って説明します。
長時間労働の是正や年次有給休暇の取得推進など、現場で直面する課題の解決に役立つ実践的なヒントを紹介します。

↓参加には事前申し込みが必要です↓

申込

説明会等受付サイト（厚生労働省）へリンクします

場所

千葉市中央区中央4-11-1
千葉第二地方合同庁舎
１階会議室

問合せ

千葉労働基準監督署 安全衛生課
Tel 043-308-0672